

介護保険サービスの概要

1. 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴などの身体介護や、掃除、洗濯、買い物などの生活援助を行うサービスです。

2. 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護を行うサービスです。

3. 訪問看護

疾患などを抱えているかたについて、医師の指示により看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

4. 訪問リハビリテーション

医師の指示により理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問し、リハビリテーションを行うサービスです。

5. 夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられるサービスです。

6. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられるサービスです。

7. 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが通院が困難なかたの居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

8. 通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行うサービスです。

9. 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行うサービスです。

10. 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられるサービスです。

11. 認知症対応型通所介護

認知症のかたを対象に、食事や入浴、専用のケアが日帰りで受けられるサービスです。

12. 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練が受けられるサービスです。

13. 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などを受けられるサービスです。

14. 介護老人福祉施設

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難なかたが入所します。食事、排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。

15. 介護老人保健施設

症状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

16. 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）

有料老人ホームなどに入居しているかたに、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

17. 介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要なかたのための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

18. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が、共同生活をする住宅でスタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

19. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所するかが、食事や入浴、機能訓練などのサービスが受けられます。

20. 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事や入浴、機能訓練などのサービスが受けられます。

21. 小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。

22. 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間での宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

23. 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルするサービスです。

24. 特定福祉用具販売

福祉用具を、都道府県等の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

障がい福祉サービスの概要

1. 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で入浴や排せつ、食事などの介護を行うサービスです。

2. 重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要なかたに、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動の補助を行うサービスです。

3. 同行援護

視覚障がいにより移動が著しく困難なかたに、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。

4. 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要なかたに、行動するとき必要な介護や外出時の移動の補助などを行うサービスです。

5. 重度障がい者等包括支援

常に介護が必要なかたで、介護の必要の程度が著しく高いかたに、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。

6. 施設入所支援

主として夜間、施設に入所する障がい者（児）のかたに、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。

7. 短期入所（ショートステイ）

在宅の障がい者（児）を介護するかたが病気の場合などに、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

8. 療養介護

医療が必要なかたで、常に介護を必要とするかたに、主に昼間に病院などにおいて機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。

9. 生活介護 せいかつかいご つね かいご ひつよう 常に介護が必要なかたに、しせつ にゅうよく はい 施設で入浴や排せつ、しょくじ かいご そうさくてきかつどう 食事の介護や創作的活動などの機会をきかい ていきよう 提供するサービスです。
10. 自立生活援助 じりつせいかつえんじょ きょうどうせいかつえんじょしえん しせつにゅうしよしえん りよう 共同生活援助支援や施設入所支援を利用していかたに、ていきてき じゅんかいほうもん 定期的な巡回訪問や随時の対応により、ずいじ たいおう ちいきせいかつ む そうだん じょげん おこな 地域生活に向けた相談・助言などを行うサービスです。
11. 共同生活援助（グループホーム） きょうどうせいかつえんじょ やかん きゆうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきよ そうだん にゅうよく はい しょくじ かいご 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護その他た にちじょうせいかつじょう えんじょ おこな の日常生活上の援助を行うサービスです。
12. 自立訓練（機能訓練） じりつくんれん きのうくんれん じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ 自立した日常生活や社会生活ができるよう、いってい きかん しんたいきのう 一定の期間における身体機能のリハビリテーションなどの訓練を行うサービスです。 くんれん おこな
13. 自立訓練（生活訓練） じりつくんれん せいかつくんれん じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ 自立した日常生活や社会生活ができるよう、いってい きかん にちじょう せいかつ 一定の期間における日常生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。 のうりよくこうじょう ひつよう くんれん おこな
14. 就労選択支援 しゅうろうせんたくしえん つうじょう じぎょうしよ はたら 通常の事業所で働きたいかたや、しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん りよう 就労移行支援、就労継続支援を利用したいかたに、たんきかん せいさんかつどう た かつどう きかい ていきよう つう しゅうろう かん てきせい ちしき 短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適正、知識及び能力の評価などを行うとともに、およびのうりよく ひようか おこな しゅうろう む ぎょうしや れんらくちようせい 就労に向けサービス事業者との連絡調整をおこなうサービスです。 おこな
15. 就労移行支援 しゅうろういこうしえん つうじょう じぎょうしよ はたら 通常の事業所で働きたいかたに、いってい きかん しゅうろう ひつよう ちしきおよ のうりよく 一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。 こうじょう くんれん おこな
16. 就労継続支援（A型） しゅうろうけいぞくしえん がた つうじょう じぎょうしよ はたら 通常の事業所で働くことが困難なかたに、こんなん こようけいやく しゅうろう きかい ていきよう 雇用契約により就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、せいさんかつどう た かつどう きかい ていきよう ちしき のうりよく こうじょう くんれん おこな 知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。

17. 就労継続支援（B型） しゅうろうけいぞくしえん がた 通常の事業所で働くことが困難なために、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
18. 就労定着支援 しゅうろうていちゃくしえん 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などを支援するサービスです。
19. 計画相談支援 けいかくそうだんしえん サービス等利用計画案の作成や事業者等と連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行うサービスです。
20. 地域移行支援 ちいきいこうしえん 施設や精神科病院に入所・入院している障がい者のかたが、地域生活を送ることができるようにするための支援を行うサービスです。
21. 地域定着支援 ちいきていちゃくしえん 居宅に単身などで生活している障がい者のかたとの常時の連絡体制を確保して、緊急時の相談や訪問などの支援を行うサービスです。
22. 障がい者外出介護サービス しょう しゃがいしゅつかいご 重度の視覚障がい者及び全身性障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等・障がいのある児童の社会生活上、必要不可欠な外出時の付添のヘルパーを派遣するサービスです。
23. 障がい者移送サービス しょう しゃいそう 障がい者手帳をお持ちの市内に居住する身体障がい者、難病患者等で日常の外出において車いすを使用しているかたを対象に、車いすりフト付車両で移動を支援するサービスです。
24. 手話通訳者派遣 しゅわつうやくしゃはけん 聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者のかたに、各種手続きや社会参加の場へ手話通訳者を派遣するサービスです。

ようやくひつきしやはけん
25. 要約筆記者派遣

ちょうかくしょう しゃ なんちょうしゃ ちゅうとしつちようしゃ おんせい げん ご きのうしょう しゃ
聴 覚 障 がい者、難 聴 者・中 途 失 聴 者、音 声・言 語 機 能 障 がい者のかたに、
はなし ないよう ば ようやく も じ つた ようやくひつきしやはけん
話 の内容をその場で要約して文字にして伝える要約筆記者を派遣するサービスで
す。

にちじょうせいかつようぐきゅうふ
26. 日常生活用具給付

しんたいしょう しゃ ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ なんびょうかんじやとう しょう
身 体 障 がい者・知 的 障 がい者・精 神 障 がい者・難 病 患 者 等・障 がいのある
じどう せいかつじょう ふべん かいしょう えんかつ せいかつ おく にちじょうせいかつようぐ きゅうふ
児 童 に、生 活 上 の不 便 を解 消 し円 滑 に生 活 が送 れるよう、日 常 生 活 用 具 を給 付
するサービスです。

ちいきかつどうしえん
27. 地域活動支援センター

ちいき しゅうろう こんなん ざいたく しょう しゃ そうさくてきかつどう せいさんかつどう
地 域 において就 労 が困 難 な在 宅 の障 がい者のかたに、創 作 的 活 動 や生 産 活 動 の
きかい しゃかい こうりゅうきかい ていきょう
機 会、社 会 との交 流 機 会 などを提 供 するサービスです。

にっちゅういちじしえん
28. 日中一時支援

しんたいしょう しゃ ちてきしょう しゃ せいしんしょう しゃ なんびょうかんじやとう しょう じどう
身 体 障 がい者・知 的 障 がい者・精 神 障 がい者・難 病 患 者 等・障 がいのある児 童
いちじてき かつどう ば ていきょう
に、一 時 的 な活 動 の場 を提 供 するサービスです。

ほうもんにゆうよく
29. 訪問入浴サービス

いどう こんなん しんたいしょう しゃ なんびょうかんじやとう たいしょう きょたく ほうもん
移 動 が困 難 な身 体 障 がい者・難 病 患 者 等のかたを対 象 に、居 宅 において訪 問
にゆうよくしゃ にゆうよく ていきょう
入 浴 車 による、入 浴 サービスを提 供 するサービスです。

せいねんこうけんせいどりようしえん
30. 成年後見制度利用支援

しんぞく もうした きたい たいしょう しちょう もうしたてにん せいかつ
親 族 の申 立 てが期 待 できないかたを対 象 に市 長 が申 立 人 となったり、生 活
ほ ご じゆきゆうしゃ ほうしゅう しはら こんなん たいしょう じよせい おこな
保 護 受 給 者 等 報 酬 を支 払 うことが困 難 なかたを対 象 に助 成 を行 うサービ
スです。

じどうはったつしえん
31. 児童発達支援

しゅうがくまえ しょう じ たいしょう にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう
就 学 前 の障 がい児 を対 象 に日 常 生 活 における基 本 的 な動 作 の指 導、知 識 技 能
ふ よ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん しえん おこな
の付 与、集 団 生 活 へ の適 応 訓 練 などの支 援 を行 うサービ
スです。

いりょうがたじどうはったつしえん
32. 医療型児童発達支援

にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう ふ よ しゅうだんせいかつ てきおうくんれん
日 常 生 活 における基 本 的 な動 作 の指 導、知 識 技 能 の付 与、集 団 生 活 へ の適 応 訓 練
しえん ちりょう おこな
などの支 援 と治 療 を行 うサービ
スです。

ほう か ご と う
33. 放課後等デイサービス

しょうがく しょう じ たいしょう じどうはったつしえん しせつ がっこう
就学している 障がい児を対象に、児童発達支援センターなどの施設で、学校の
じゆぎょうしゅうりょうご がっこう きゅうこう び せいかつのうりよくこうじょう ひつよう くんれん しゃかい
授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会と
こうりゅう そくしん しえん おこな
の交流の促進などの支援を行うサービスです。

しょう じ そうだんしえん
34. 障がい児相談支援

しょう じどう つうしよしえん かん けいかくあん さくせい じぎょうしゃ れんらくちょうせい
障がいのある児童の通所支援に関する計画案の作成や、事業者との連絡調整
おこな
を行うサービスです。

きょたくほうもんがたじどうはったつしえん
35. 居宅訪問型児童発達支援

じゅうど しょう がいしゅつ いちじる こんなん しょう じどう
重度の 障がいなどにより外出することが 著しく困難な 障がいのある児童に、
じたく ほうもん にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう ふよ おこな
自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行う
サービスです。

ほいくしょうほうもんしえん
36. 保育所等訪問支援

ほいくしょ ほうもん しょう じどう しゅうだんせいかつ てきおう せんもんてき
保育所などを訪問し、障がいのある児童に、集団生活への適応のための専門的
しえん おこな
な支援などを行うサービスです。

ふくしがたじどうにゅうしよしせつ
37. 福祉型児童入所施設

しょう じにゅうしよしせつ にゅうしよ しょう じどう ほご にちじょうせいかつ しどう
障がい児入所施設に入所する 障がいのある児童に、保護・日常生活の指導や
ちしきぎのう ふよ おこな
知識技能の付与を行うサービスです。

いりょうがたじどうにゅうしよしせつ
38. 医療型児童入所施設

しょう じにゅうしよしせつ していりょうきかん にゅうしよとう しょう じどう ほご
障がい児入所施設や指定医療機関に入所等をする 障がいのある児童に、保護・
にちじょうせいかつ しどう ちしきぎのう ふよ おこな
日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。

